

税の申告が始まります

申告の準備はできていますか？

今年も町県民税・所得税の申告時期となりました。申告は、正しく税金を計算し納めるための手続きです。申告期限近くになると、会場が大変混み合いますので、早めの準備と申告をお願いします。

申告日時・会場

- 期間** 2月17日(月)～3月16日(月)(土・日曜日、祝日を除く)
- 時間** 8時30分～16時(受付：15時30分まで)
- 会場** 町役場4階大会議室 ※地区申告会場は広報2月号に掲載予定

町県民税の申告が必要な人

令和2年1月1日現在、町内に住所があり、昨年中の所得について、次に該当する人

- ①所得税は発生しないが、営業・農業・不動産・配当などの所得があった人
- ②給与所得者で、次に該当する人
 - ・給与所得以外の所得が20万円以下の人
 - ・勤務先から「給与支払報告書」が町へ提出されていない人
- ③公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金以外の所得が20万円以下の人
- ④扶養控除、生命保険料控除等、各種控除を受ける人
- ⑤上場株式等の配当所得や譲渡所得について、町県民税では申告不要を選択する人
- ⑥所得のなかった人で、国民健康保険税や介護・後期高齢者医療保険料等の算定が必要な人や、扶養、融資など各種申請で所得に関する証明が必要な人

※申告書を提出されないと、所得がなくても国民健康保険税等の軽減を受けられない場合がありますので、必ず期日までに申告してください。

※所得税の確定申告をする人や、給与所得のみで勤務先で年末調整をした人は、申告は不要です。

所得税の確定申告が必要な人

- ①営業・農業・不動産所得等があり、所得税が発生する人
- ②給与の収入が2,000万円を超える人
- ③給与所得以外（年金受給者の場合は、公的年金等にかかる雑所得以外）の所得が20万円を超える人
- ④給与を2カ所以上から受けている人
- ⑤所得税の還付を受ける人（医療費控除、寄附金控除や住宅借入金等特別控除を受ける人など）

など

ふるさと納税(ワンストップ特例)を利用の人へ

確定申告の不要な給与所得者がふるさと納税を行った場合、確定申告をしなくても所得税分のふるさと納税の寄附金控除を町県民税で受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」があります。

この制度は申告しないことが条件となりますので、制度を利用した人が申告書を提出した場合、特例制度を受けられなくなりますので、ご注意ください。

健康チェック&相談会 開催中!!

会場 **瑠璃光薬局**
養老郡養老町船附1343番地

開催日時 **※毎月第3木曜日 13:00～15:00**

令和元年11月21日(木)
「目の健康セルフチェック」の風景

内容
・1月～3月「目の健康セルフチェック」
・余ってしまった・使っていない薬の整理
・目薬や吸入薬の正しい使い方など

お問い合わせ
0584-36-1077 ♪お気軽にお問い合わせください♪

無料

元気なうちに考える! 相続・認知症対策セミナー

例えば、以下のことについて…ご存知ですか? ご興味ありますか?

- 民法改正で相続争い(争族)が増えると言われていますが…?
- 遺産分割協議のテーブルに乗せなくて良い財産の作り方は…?
- 生命保険受取人の指定方法で相続が一変する…?
- 認知症になってもストップさせない生前贈与の方法は…?

日時:1月18日(土)13:30～15:00
場所:(株)オフィス養老(石畑299番地) 参加費:無料

※参加者の方には【相続のためのガイドブック】をプレゼント!

保険と資産形成の生涯パートナー

申込 **0584-34-0008**

「要予約」定員になり次第締め切らせて頂きます。